

# 第3期 日田市子ども・子育て支援事業計画

～ 第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン ～

大分県日田市

令和7年3月



第1章 計画策定の概要	1
1. 計画の概要と位置づけ	1
2. 計画の期間	3
3. 計画の策定体制	4
(1) 日田市子ども・子育て会議の設置	4
(2) ニーズ調査の実施	5
第2章 ニーズ調査結果	6
1. ニーズ調査の結果概要	6
(1) 就学前ニーズ調査の結果	6
(2) 小学生ニーズ調査の結果	18
第3章 教育・保育提供区域の設定及びニーズ量推計の考え方	22
1. 教育・保育提供区域の考え方	22
2. 教育・保育提供区域の設定	22
3. ニーズ量の推計	24
(1) ニーズ量の推計の基本的な考え方	24
(2) 認定区分	26
(3) 保育の必要性の認定	26
第4章 教育・保育施設の充実	27
1. 教育・保育のニーズ量の見込みと提供量及び実施時期	27
2. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	29
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	29
第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実	30
1. ニーズ量の見込み、提供量(確保内容)及びその実施時期	30
利用者支援事業(子育てサービス利用者支援事業) 【こども未来課】	30
延長保育事業 【こども未来課】	31
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【こども未来課】	32
子育て短期支援事業(施設入所委託事業) 【こども家庭相談室】	38
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 【健康保険課】	38
養育支援訪問事業 【こども家庭相談室、健康保険課】	39
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、チャイルドプラザ) 【こども未来課】	39

一時預かり事業【こども未来課】	40
病児保育事業【こども未来課】	41
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)【こども未来課】	41
妊婦健康診査(妊婦健康診査事業)【健康保険課】	42
実費徴収に係る補足給付を行う事業【こども未来課】	43
多様な事業者の参入促進・能力活用事業【こども未来課】	43
子育て世帯訪問支援事業【こども家庭相談室】	43
児童育成支援拠点事業【こども家庭相談室】	44
妊婦等包括相談支援事業(妊婦のための支援給付交付金事業)【こども家庭相談室】	44
産後ケア事業【こども家庭相談室】	45
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【こども未来課】	45

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画の位置づけ

本市の「第2期日田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度を以てその計画期間を終了することを受けて、「第3期 日田市子ども・子育て支援事業計画～第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン～」(以下、「本計画」という。)を策定します。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、本計画の上位計画である「日田市総合計画」との整合を図りながら、市が策定したさまざまな計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

### ◇子ども・子育て支援法(抜粋)◇

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

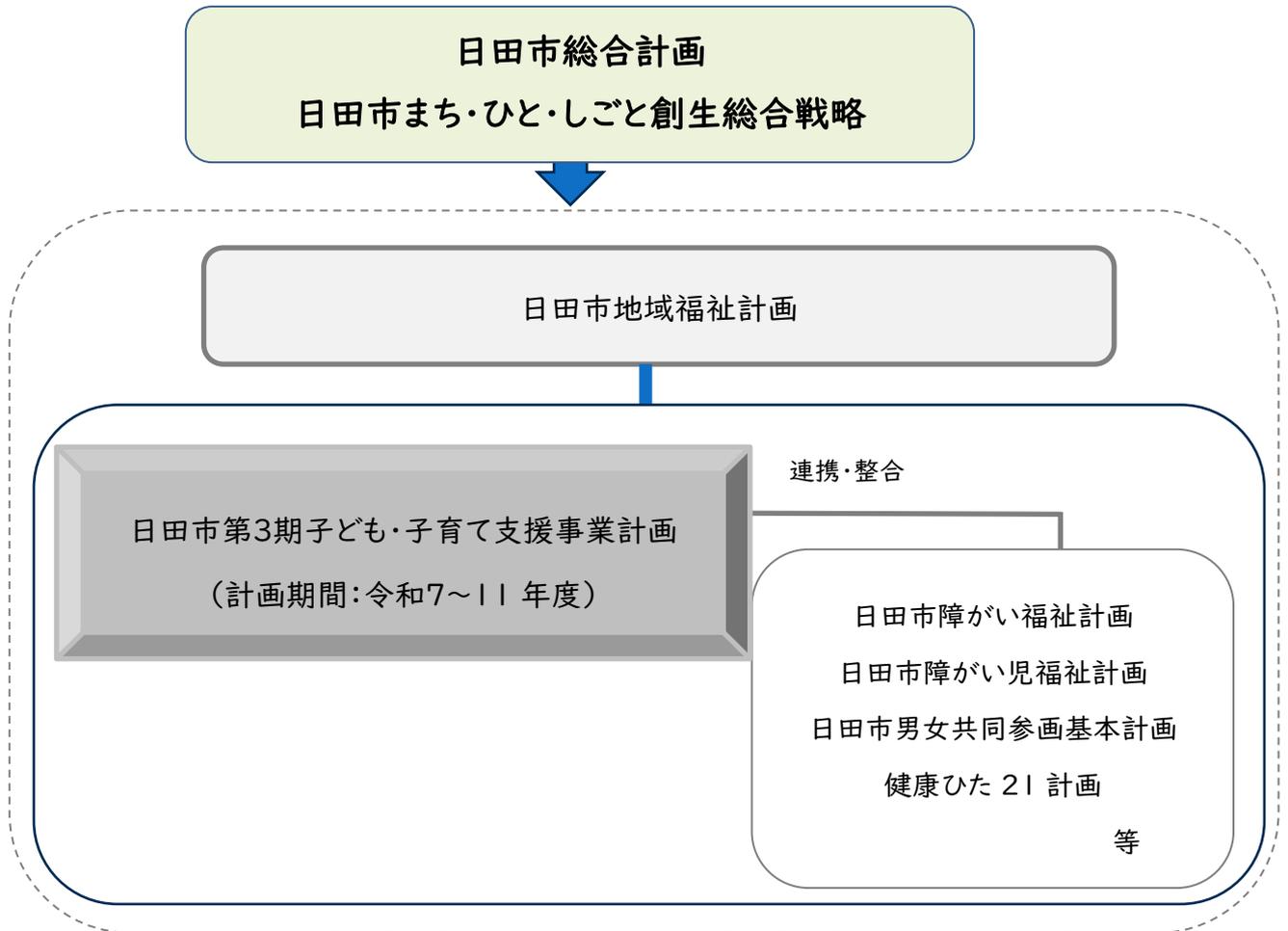
二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 (略)

◇計画の位置づけ(イメージ)◇



## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

なお、社会情勢の変化等の状況に応じて、計画の期間内においても適宜見直すものとします。

### ◇計画の期間◇

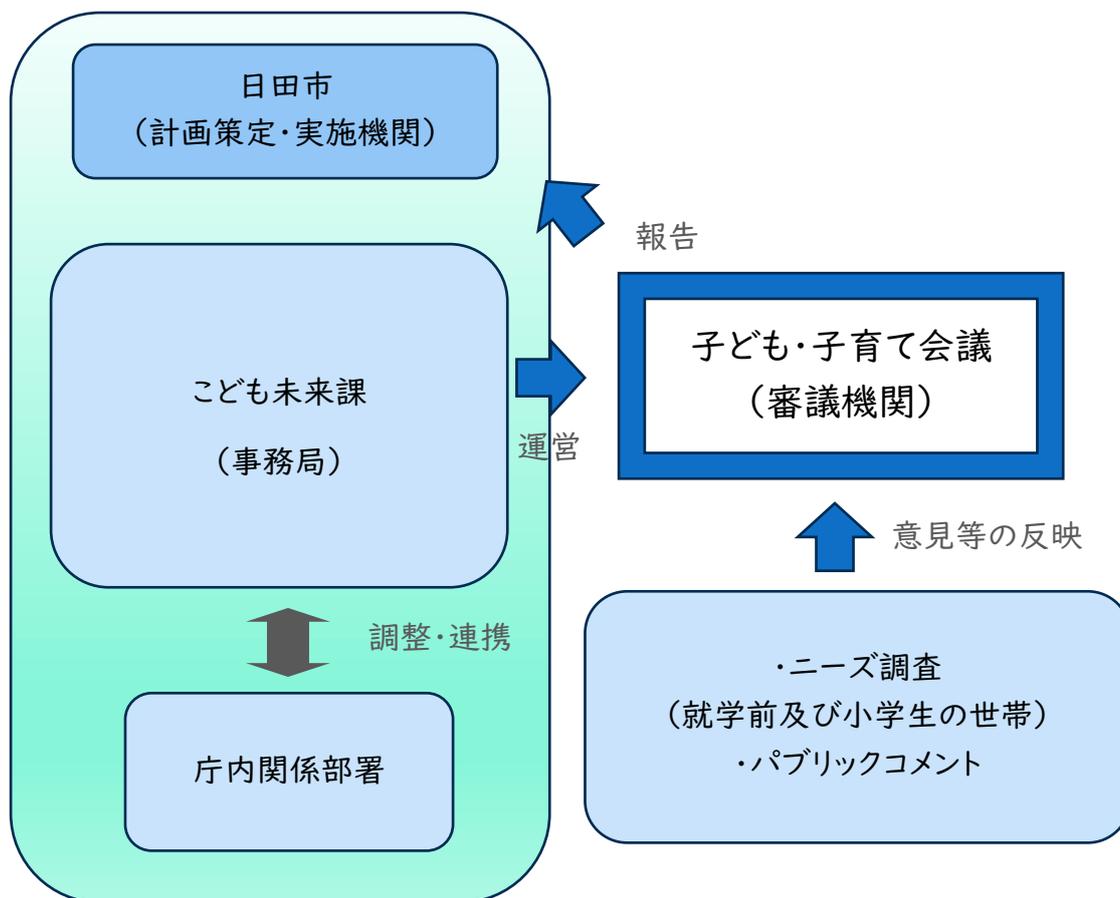
年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計画										
	第2期日田市子ども・子育て支援事業計画									
						第3期日田市子ども・子育て支援事業計画				

### 3. 計画の策定体制

#### (1) 日田市子ども・子育て会議の設置

審議機関として、子ども・子育て中の保護者や教育・保育施設の関係者、学識経験者等で構成する「日田市子ども・子育て会議」を設置し、計画を策定しました。

#### ◇計画の策定体制◇



## (2) ニーズ調査の実施

市の子育て支援に関するニーズを把握するため、就学前児童及び就学児童のいる保護者を対象に、住民基本台帳より無作為に抽出し、「日田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(令和6年2~3月)を実施しました。

### ◇ニーズ調査実施概要◇

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前	1,200	郵送 315 WEB 155	39.2%
	小学生	1,200	郵送 326 WEB 186	42.7%
調査期間	令和6年2月19日(月)~令和6年3月5日(火)			
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式			
調査目的	令和6年度末までを計画期間とする、現在の「第2期日田市子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7年度から5年間を計画期間とする新たな計画の策定に当たり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを推計するため、また、本市の子育て支援施策の充実を図るため、市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握する。			

## 第2章 ニーズ調査結果

### 1. ニーズ調査の結果概要

※ニーズ調査の結果を読むに当たっての注意点

- 各設問の比率は無効回答を除く比率です。
- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
- 図表中の「n」（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表します。

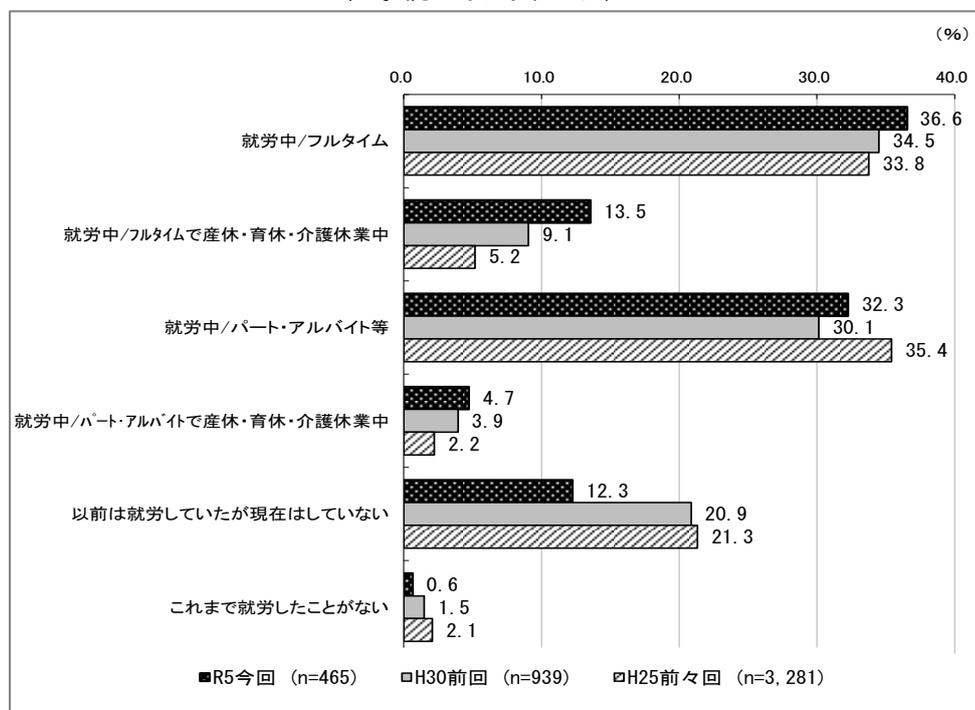
#### (1) 就学前ニーズ調査の結果

☆ 保護者の就労状況について

##### 【保護者の現在の就労状況】

母親の就労状況は、前回、前々回調査と比較すると、パート等から正規就労への移行が進み、かつ、産休・育休・介護休業中とする割合が上昇していることがうかがえます。

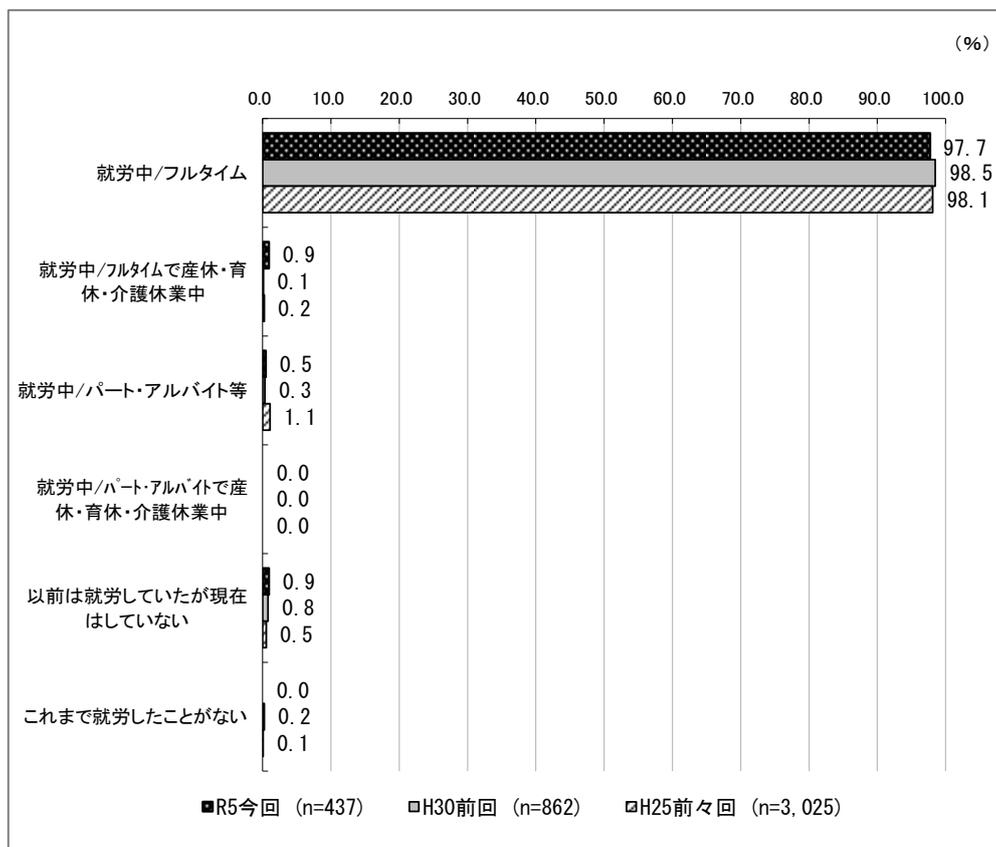
##### ◇母親の就労状況◇



資料：就学前ニーズ調査結果より

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」とする割合が97.7%で最も高くなっており、前回、前々回と比較しても、大きな変化はみられません。

### ◇父親の就労状況◇

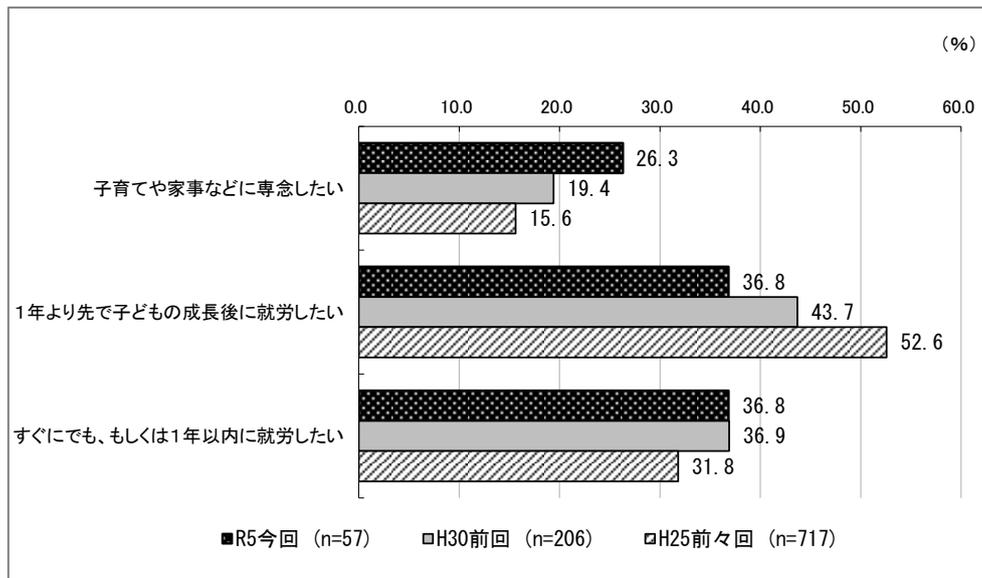


資料：就学前ニーズ調査結果より

### 【現在就労していない保護者の今後の就労意向】

母親の就労希望は、前々回調査では「1年より先で子どもの成長後に就労したい」の割合が5割強を占めていましたが、今回の調査では36.8%にとどまり、「1年より先で子どもの成長後に就労したい」と同率であるなど、無業の母親の就労意向は多様化していることがうかがえます。

### ◇無業の母親の今後の就労意向◇



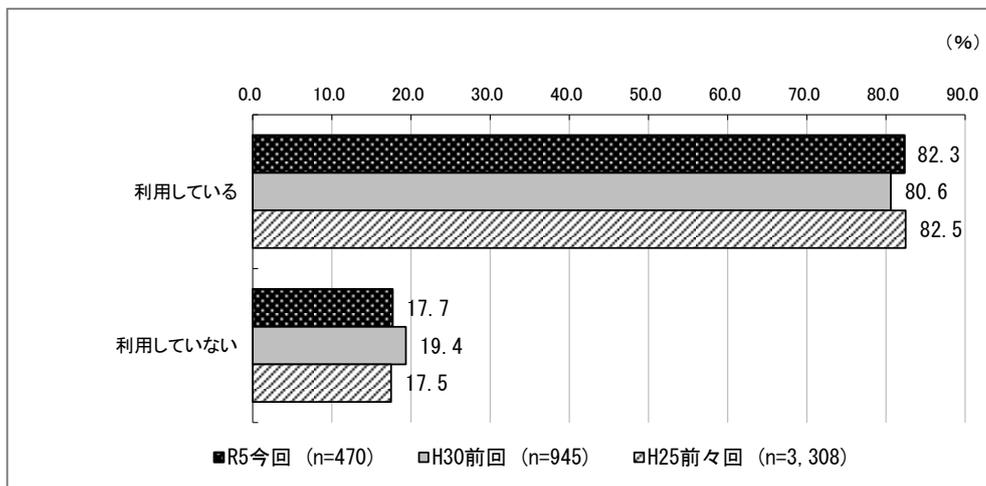
資料：就学前ニーズ調査結果より

### ☆ 教育・保育事業の利用について

#### 【平日の定期的な教育・保育事業（認定こども園・保育園・幼稚園など）の利用状況】

「利用している」とする割合が82.3%で最も高くなっています。前回、前々回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

### ◇子どもの「日中の定期的な教育・保育事業」の利用状況◇

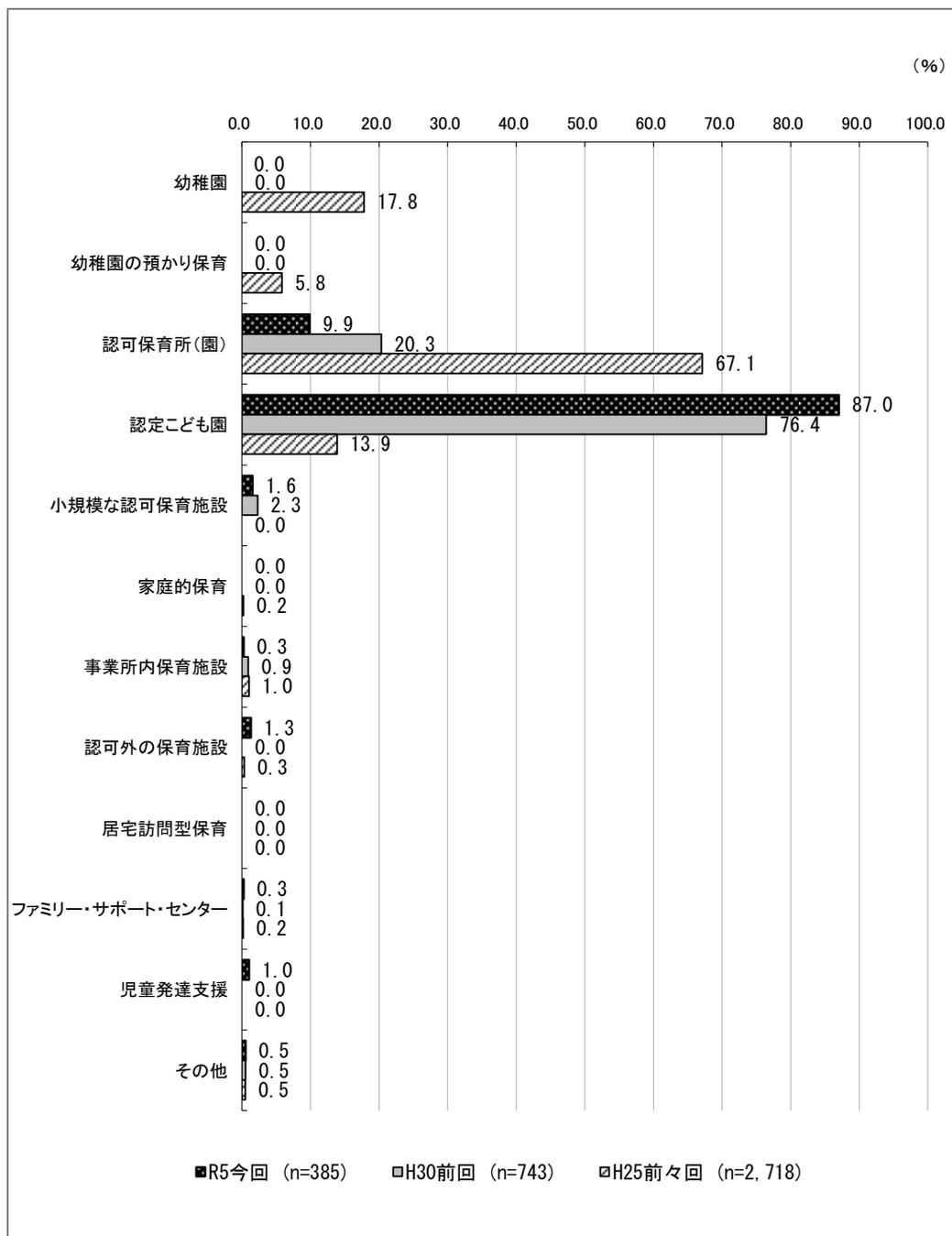


資料：就学前ニーズ調査結果より

【利用している教育・保育事業（複数回答）】

「認定こども園」とする割合が87.0%で最も高く、次いで「認可保育所（園）」が9.9%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「幼稚園」や「認可保育所」から「認定こども園」に移行していることが顕著となっています。

◇利用している教育・保育事業◇

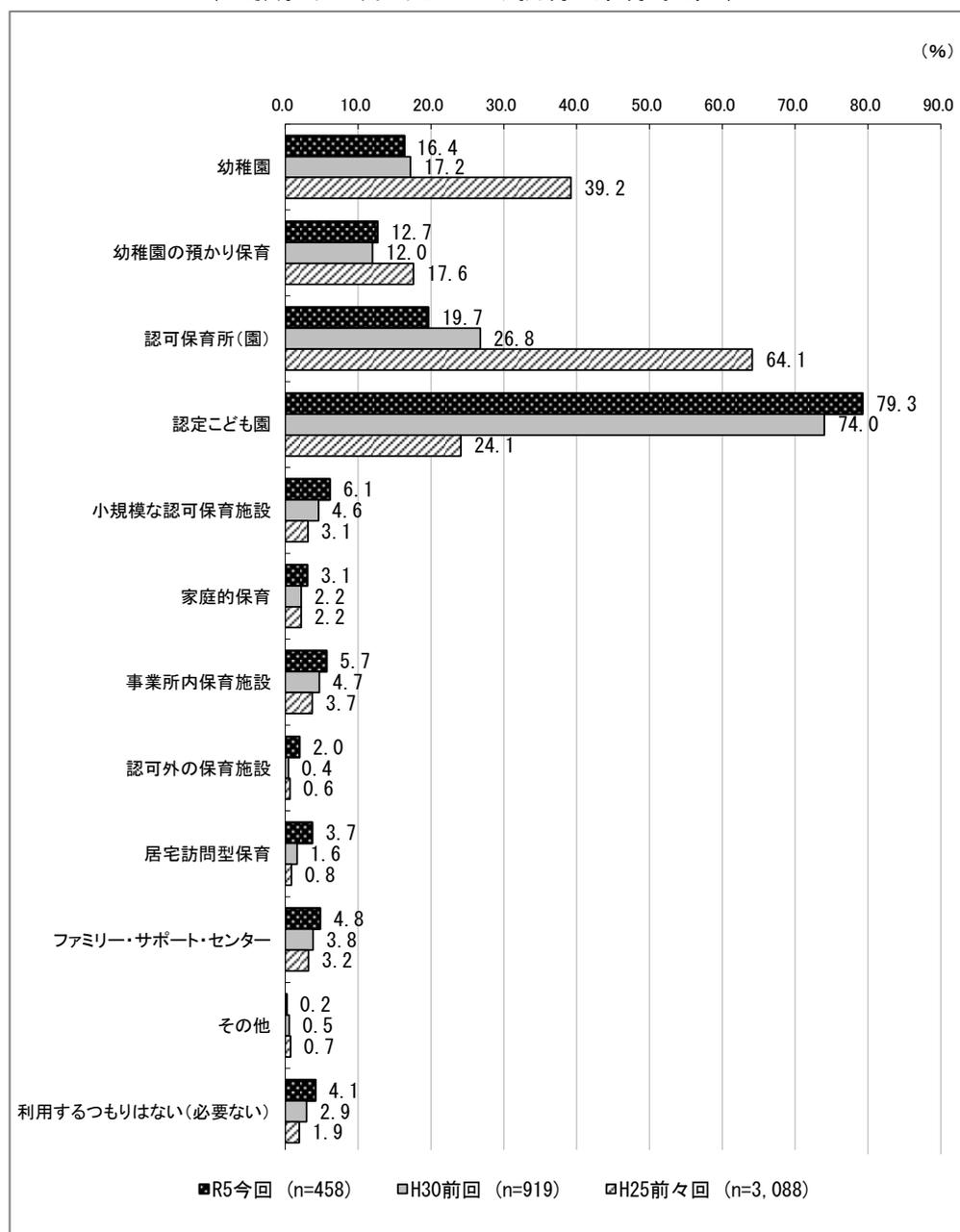


資料：就学前ニーズ調査結果より

【今後、利用したい教育・保育事業（複数回答）】

「認定こども園」とする割合が79.3%で最も高く、次いで「認可保育所（園）」が19.7%となっています。前々回と比較すると、「幼稚園」の割合が大きく減少しているものの、16.4%の利用意向があります。

◇定期的にご利用したい、教育・保育事業◇



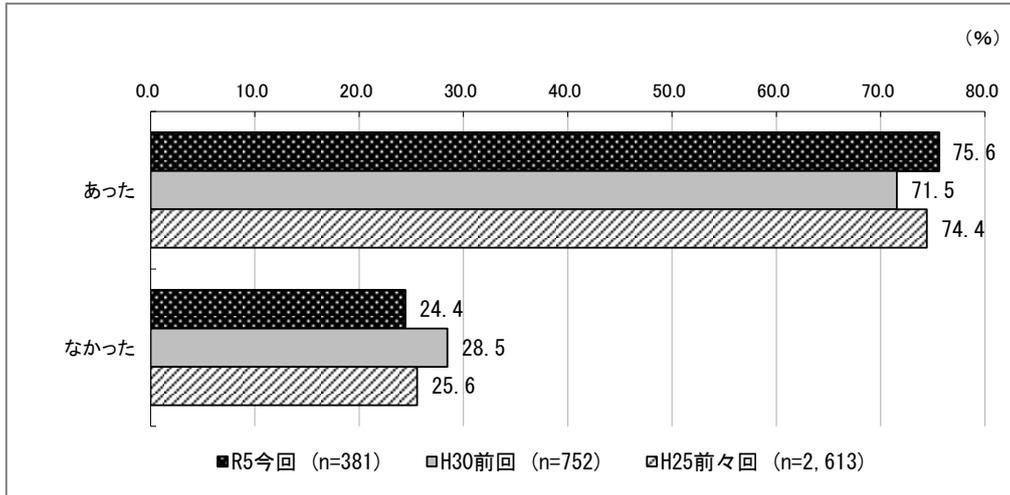
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 子どもが病気やけがのときの対応について

【子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった経験】

この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがで通常の教育・保育サービスが利用できなかったことが「あった」とする割合は75.6%となっています。前回、前々回と比較しても、大きな変化はみられません。

◇病気やけがのために通常の教育・保育事業を利用できなかった経験◇

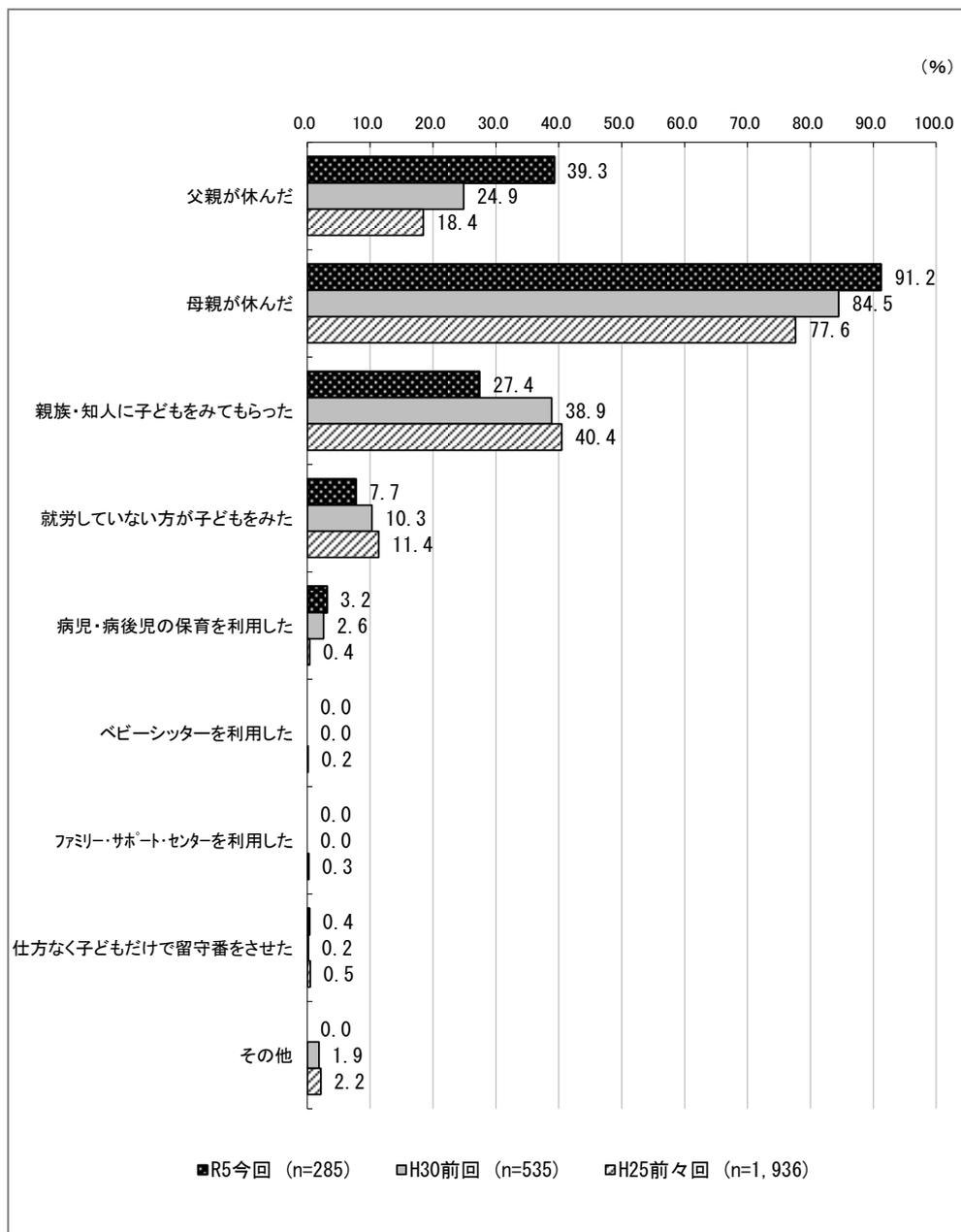


資料：就学前ニーズ調査結果より

【そのときの対処方法（複数回答）】

病気やけががあった場合の対処方法は、「母親が休んだ」とする割合が91.2%で最も高く、次いで「父親が休んだ」が39.3%となっています。前回、前々回と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」の割合が増加し、「親族・知人に子どもをみてもらった」が減少しています。

◇病気やけがにより通常の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法◇

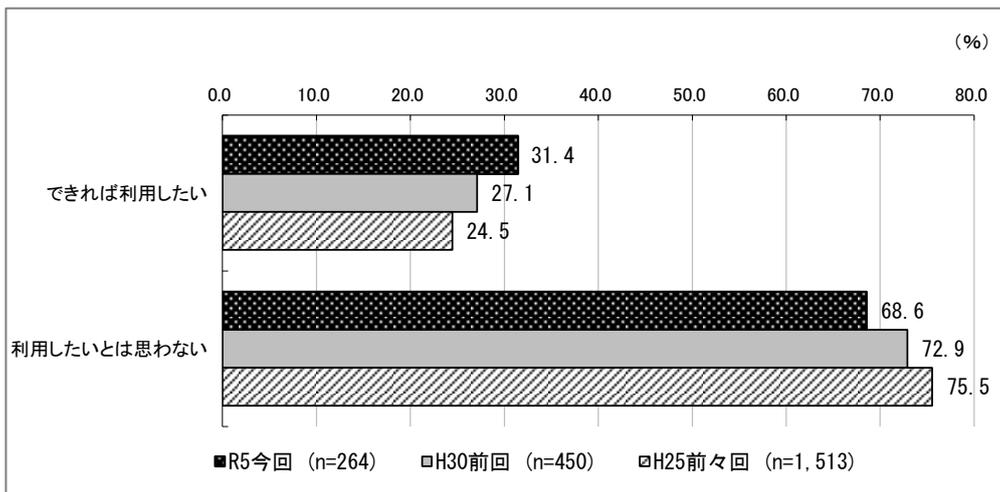


資料：就学前ニーズ調査結果より

【病児・病後児保育の利用意向】

病児保育施設等を「利用したいとは思わない」とする割合は68.6%と多数を占めています。前回、前々回調査と比較すると、「できれば利用したい」の割合は増加しています。

◇病児のための保育施設等を利用したいと思ったか◇



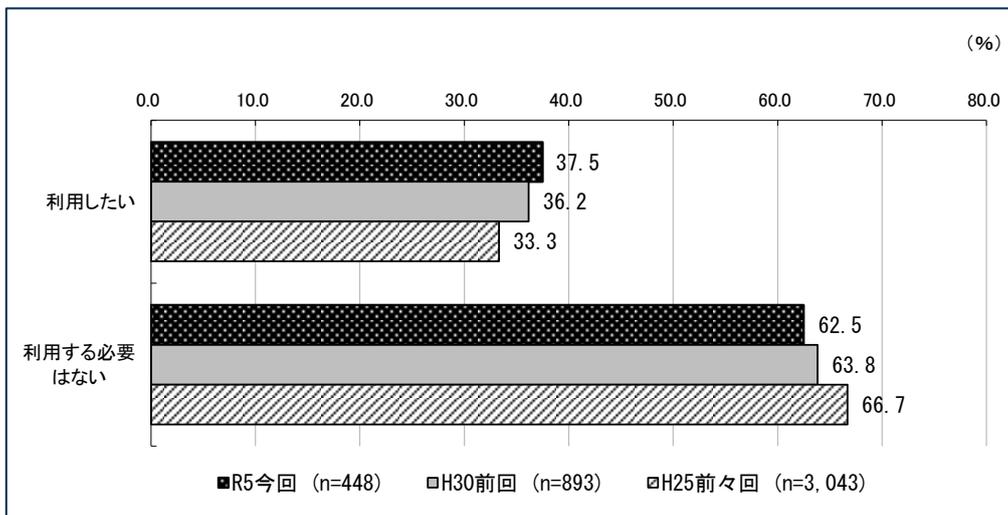
資料:就学前ニーズ調査結果より

☆ 不定期の教育・保育事業の利用について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的でサービスを「利用する必要はない」とする割合が62.5%で多数を占めています。前回、前々回調査と比較すると、「利用したい」の割合が増加しています。

【今後の利用意向】

◇不定期の教育・保育事業の利用意向◇

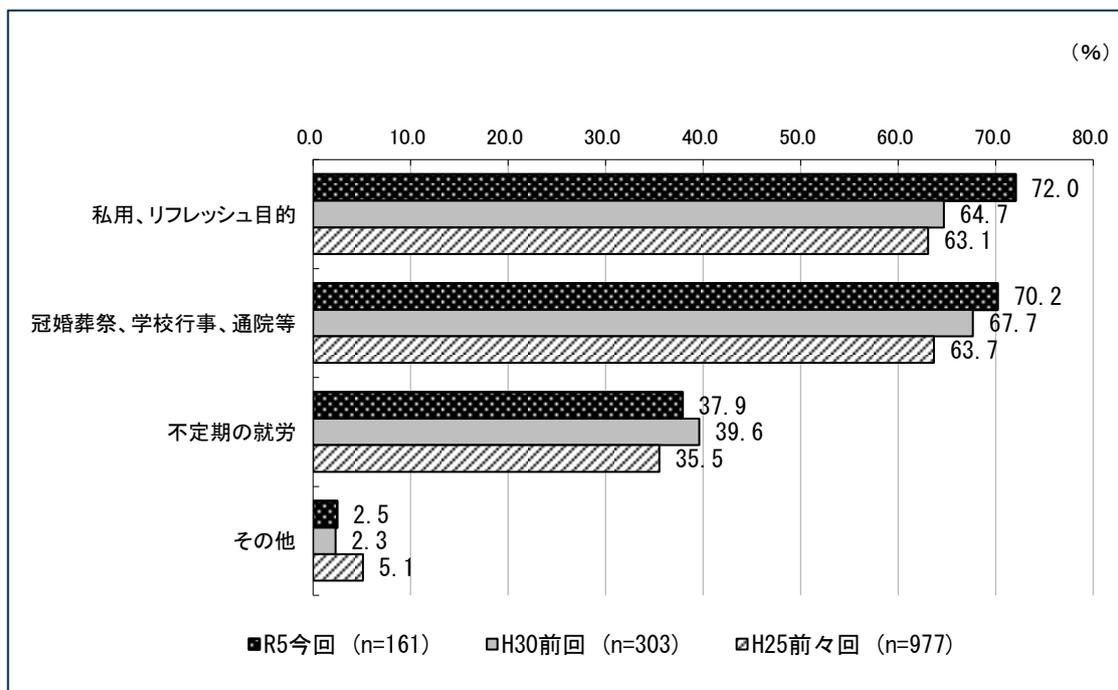


資料:就学前ニーズ調査結果より

【今後、不特定の教育・保育事業を利用したい理由（複数回答）】

事業を利用したい理由は、「私用、リフレッシュ目的」とする割合が72.0%で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、通院等」が70.2%となっており、前回、前々回調査と比較すると、当該2項目は増加しています。

◇不特定の教育・保育事業を利用したい理由◇



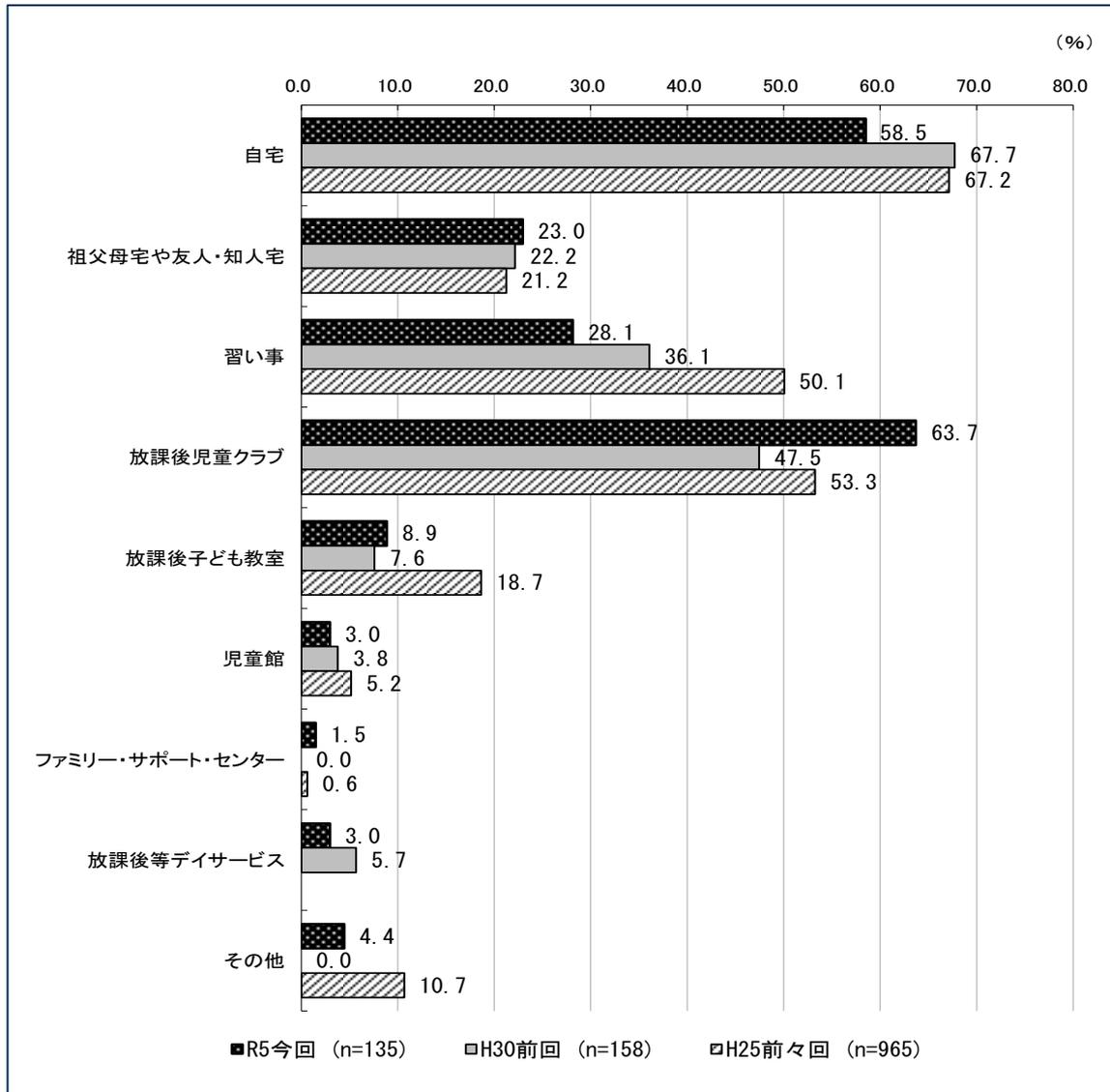
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

【小学校就学後、放課後に子どもを過ごさせたい場所（複数回答）】

「放課後児童クラブ（学童保育）」とする割合が63.7%で最も高く、次いで「自宅」が58.5%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「自宅」、「習い事」の割合が大きく減少し、「放課後児童クラブ」の割合が大きく増加しています。

◇放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか◇



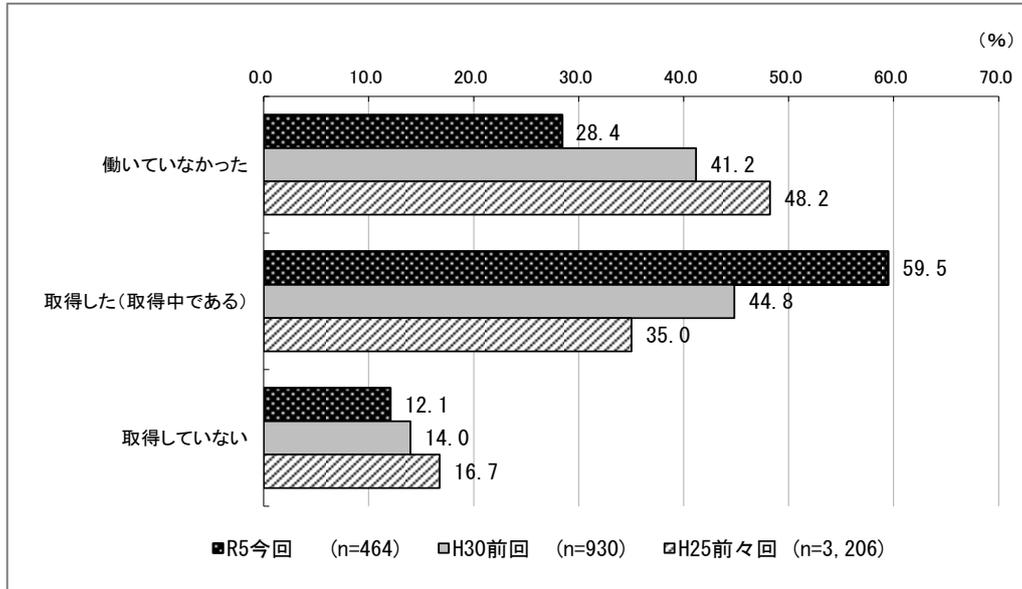
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 育児休業の状況

【育児休業の取得状況】

母親の育児休業の取得について、「取得した（取得中である）」とする割合が59.5%で最も高く、次いで「働いていなかった」が28.4%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が大きく増加しています。

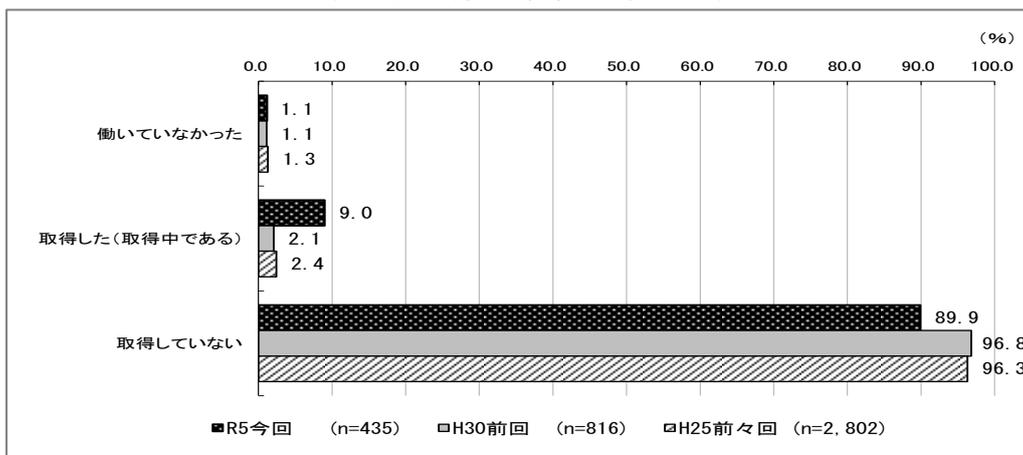
◇母親の育児休業取得状況◇



資料：就学前ニーズ調査結果より

父親の育児休業の取得について、「取得していない」とする割合が89.9%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が9.0%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

◇父親の育児休業取得状況◇



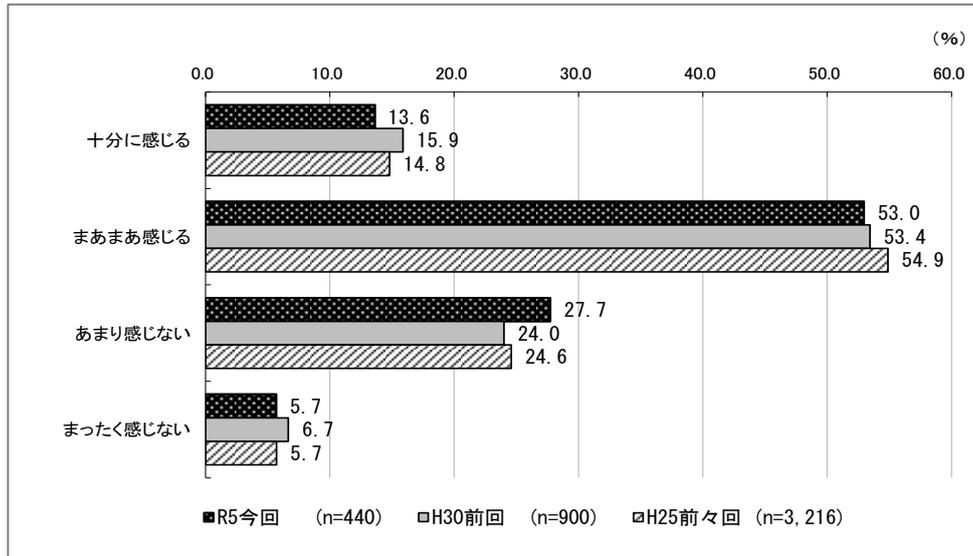
資料：就学前ニーズ調査結果より

◇ 日田市の子育て環境について

【子育てが地域の人に(又は社会で)支えられている実感】

「まあまあ感じる」とする割合が53.0%で最も高く、次いで「あまり感じない」が27.7%となっています。前回、前々回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

◇子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じるか◇

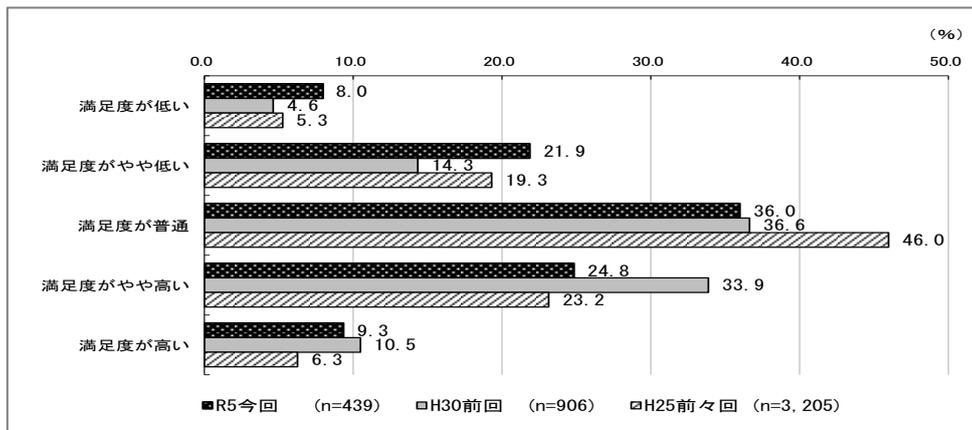


資料:就学前ニーズ調査結果より

【日田市における子育ての環境や支援への満足度】

「普通」とする割合が36.0%で最も高く、次いで「やや満足度が高い」が24.8%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「満足度がやや低い」、「満足度が低い」の割合が増加しています。

◇地域における子育ての環境や支援への満足度◇



資料:就学前ニーズ調査結果より

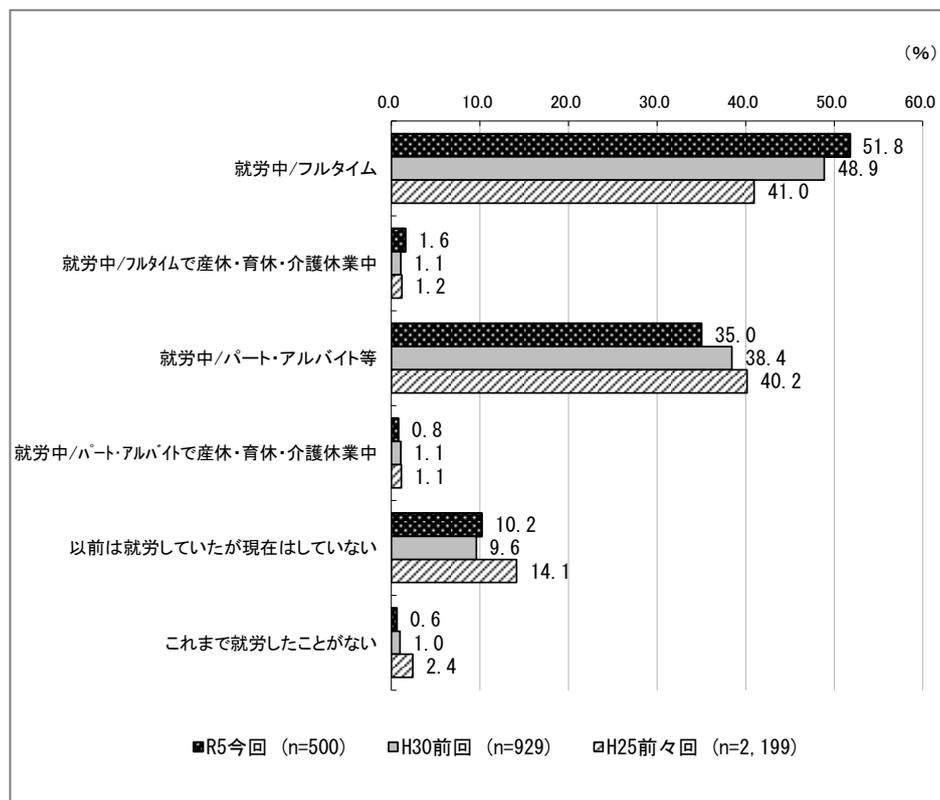
## (2) 小学生ニーズ調査の結果

### ☆ 保護者の就労状況について

#### 【保護者の現在の就労状況】

母親の就労状況は、「就労中／フルタイム」とする割合が51.8%で最も高く、次いで「就労中／パート・アルバイト等」が35.0%となっています。前回、前々回調査と比較すると、パート等から正規就労への移行が進んでいることがうかがえます。

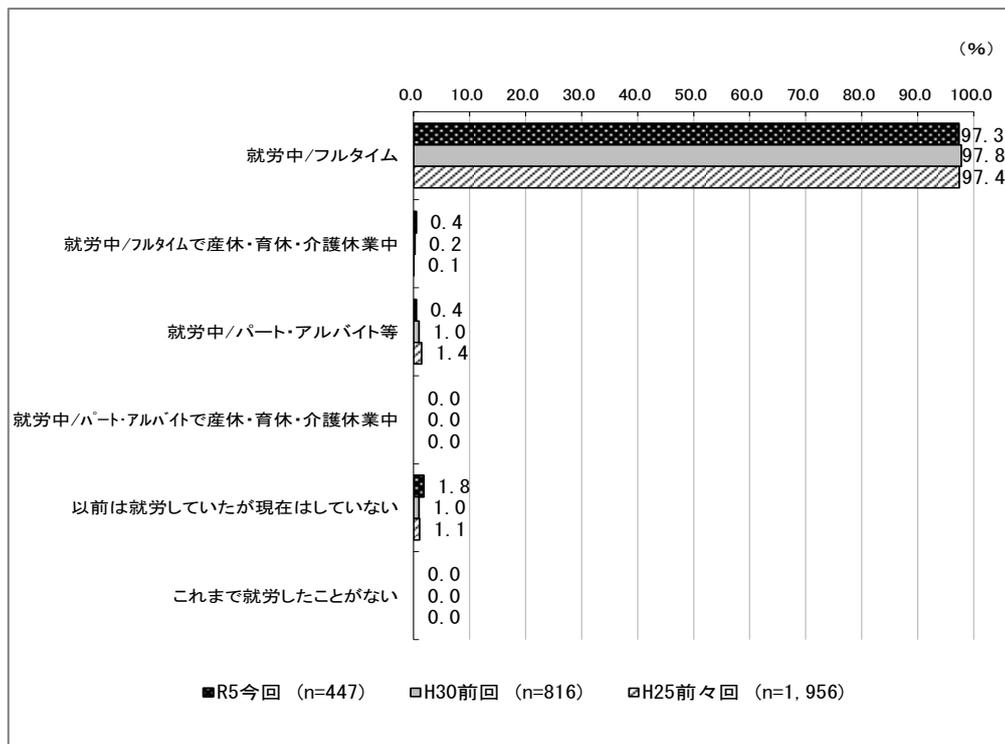
#### ◇母親の就労状況◇



資料：小学生ニーズ調査結果より

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」とする割合が97.3%で最も高くなっています。前回、前々回調査と比較しても、大きな変化はみられません。

### ◇父親の就労状況◇



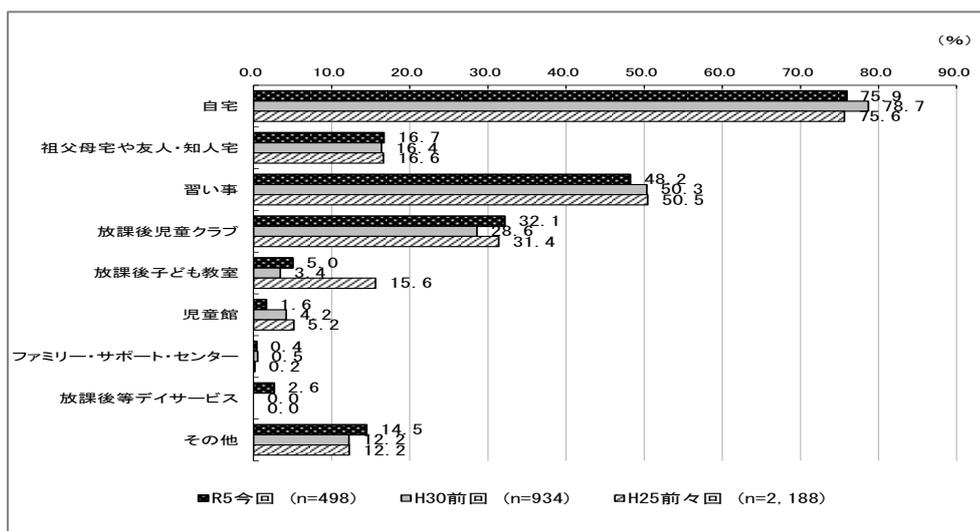
資料：小学生ニーズ調査結果より

### ◇放課後の過ごし方について

#### 【放課後に子どもを過ごさせたい場所（複数回答）】

「自宅」とする割合が75.9%で最も高く、次いで「習い事」が48.2%となっています。前回、前々回調査と比較すると、「放課後子ども教室」の割合が大きく減少しています。

### ◇放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか◇



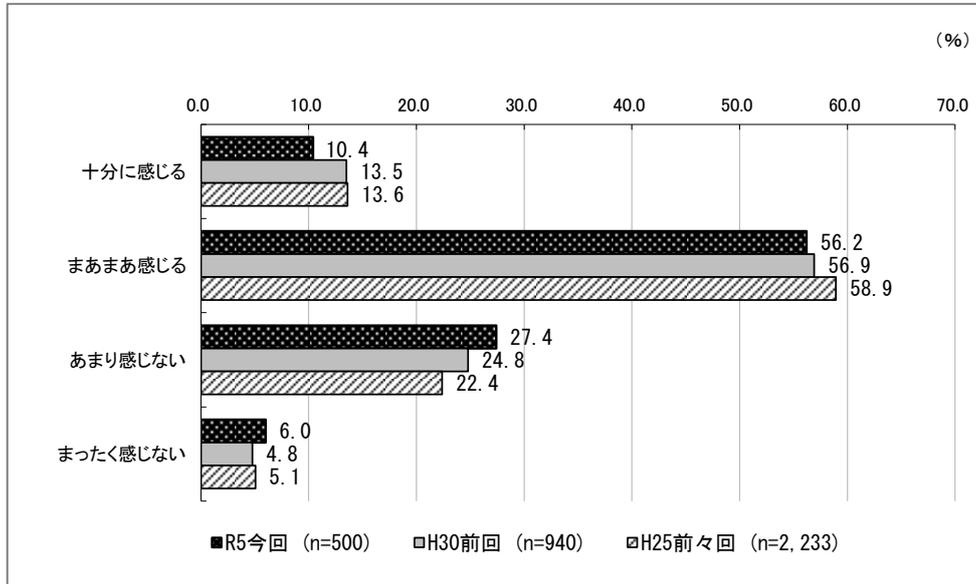
資料：小学生ニーズ調査結果より

◇ 日田市の子育て環境について

【子育てが地域の人に(又は社会で)支えられている実感】

「まあまあ感じる」とする割合が56.2%で最も高く、次いで「あまり感じない」が27.4%となっています。前回、前々回調査と比較すると、“感じない”の割合(「あまり感じない」と「まったく感じない」の割合の合計)が増加しています。

◇子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じるか◇

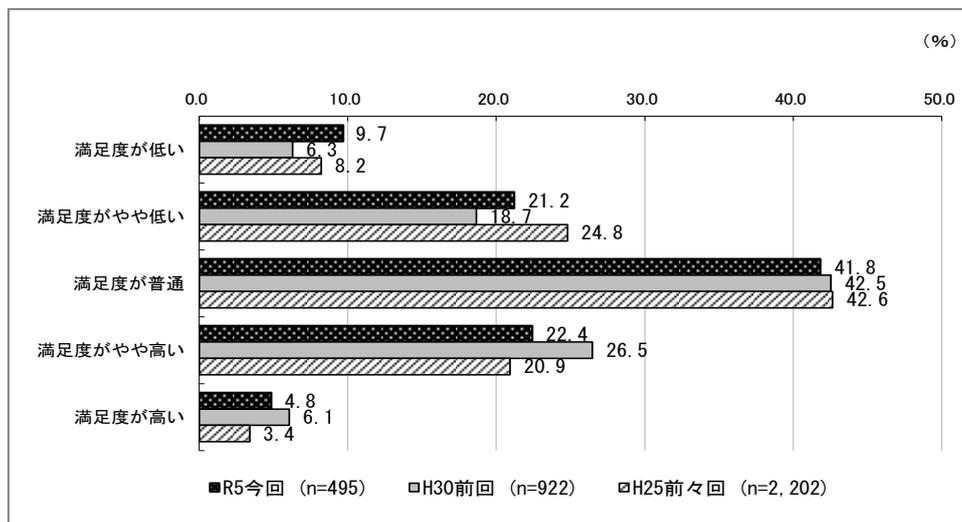


資料:小学生ニーズ調査結果より

【日田市における子育て環境や支援への満足度】

「普通」とする割合が41.8%で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が22.4%となっています。“満足度”（「満足度がやや高い」と「満足度が高い」の割合の合計）は前回において前々回調査より増加したものの、今回調査で減少しています。

◇地域における子育て環境や支援への満足度◇



資料：小学生ニーズ調査結果より

## 第3章 教育・保育提供区域の設定及びニーズ量推計の考え方

### 1. 教育・保育提供区域の考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」や「提供量（提供体制確保の内容）」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」及び「提供量」を定めます。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

日田市は、市域が広範囲にわたっていることから、自家用車等での移動率が非常に高い状況です。自家用車等を利用する場合、比較的短時間で移動することが可能であるため、教育・保育施設については、「全市域」を1つの提供区域として設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、現行でも、事業全体の提供区域を設定して事業を実施していないため、「全市域」を1つの提供区域として設定します。

なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、児童が安全に通える範囲等を考慮し、「小学校区」を提供区域として設定します。

事業名		提供区域		
		全市域	小学校区	
事業名(国)	事業名(日田市)			
教育・保育施設等		○		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	子育てサービス利用者支援事業	○	
	延長保育事業	延長保育事業	○	
	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業		○
	子育て短期支援事業	施設入所委託事業	○	
	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業	○	
	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	○	
	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○	
	一時預かり事業	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	○	
	病児保育事業	病児保育事業	○	
	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	○	
	妊婦健康診査	妊婦健康診査事業	○	
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収給付事業	○	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○	
	子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	○	
	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	○	
	妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付交付金事業	○	
産後ケア事業	産後ケア事業	○		
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業	○		

### 3. ニーズ量の推計

#### (1) ニーズ量の推計の基本的な考え方

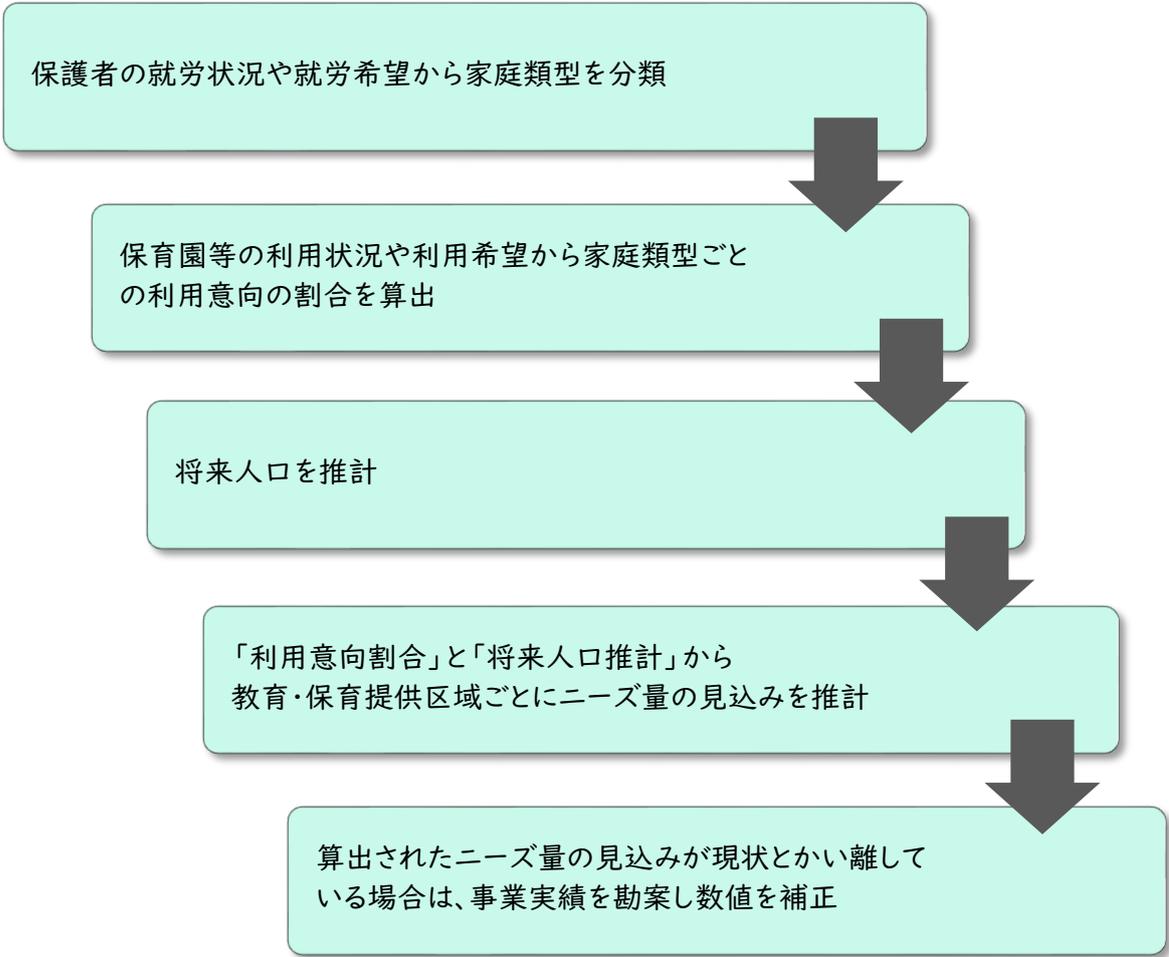
子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（認定こども園及び保育園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み（量の見込み）」を設定し、それに対応する「提供量（提供体制確保の内容）」及び「実施時期」について定めることとなっています。

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「ニーズ量の見込み」や「提供量（提供体制確保の内容）」については、児童の保育の必要性に基づく「教育・保育給付認定区分」ごとに設定する必要があり、さらに対象年齢や対象年齢の将来人口推計等についても勘案した算出を行っています

「ニーズ量の見込み」の推計方法は、国の手引きに基づき「ニーズ調査結果から推計する方法」と、第2期計画期間の各事業の「実績を勘案して推計する方法」があります。

本計画の各事業における「ニーズ量の見込み」については、上記の推計方法を基本としつつ必要に応じ修正を加えることにより、より実態に即した推計を行っています。

なお、子ども・子育て支援法改正による新事業の見込みについても、国の示す基本指針に基づき算出しています。



## (2) 認定区分

児童の年齢や保育の必要性(事由・区分)に応じて、1・2・3号の3つの認定区分に分けられます。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用できる内容
1号認定	3～5歳児	なし	● 教育標準時間利用 ※認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3～5歳児	あり	● 保育標準時間利用 ● 保育短時間利用
3号認定	0～2歳児		※認定こども園(保育園部分) ※保育園 ※小規模保育事業等

## (3) 保育の必要性の認定

保育の必要性について、保護者の申請を受け、就労証明書や診断書などの客観的な基準に基づき、以下の事由に該当するかを市が認定します。

<b>就労</b>	児童の保護者が、家庭の外で常態的に仕事をする場合や、家庭で常態的に日常の家事以外の仕事をする場合  本市では、保育短時間利用で月に64時間以上、保育標準時間利用で月に120時間以上の就労が必要です(父母ともに)
<b>妊娠・出産</b>	児童の保護者が出産又は出産前後の時期にあたる場合
<b>疾病・障害</b>	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害などがある場合
<b>介護・看護</b>	児童の同居する家庭に介護が必要な人や、長期にわたる病人、心身に障害のある人がいて、保護者が介護・看護にあたる場合
<b>災害復旧</b>	火災や風水害、地震等による災害の復旧にあたる場合
<b>求職活動</b>	児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行う場合
<b>就学</b>	児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)する場合
<b>虐待等</b>	虐待やDVのおそれがある場合
<b>育児休業</b>	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合
<b>その他</b>	その他、上記に類するものとして市長が認める場合

## 第4章 教育・保育施設の充実

### 1. 教育・保育のニーズ量の見込みと提供量及び実施時期

本計画期間内における各年度のニーズ量の見込みと提供量について、以下のとおり設定します。

- 1号認定(3歳以上の子どもで認定こども園の幼稚園部分での教育を希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	86人	79人	75人	70人	69人
②提供量計	113人	103人	98人	91人	90人
特定教育・保育施設	113人	103人	98人	91人	90人
過不足(②-①)	27人	24人	23人	21人	21人

\*特定教育・保育施設とは、認定こども園、保育園のことをいいます。

- 2号認定(3歳以上の子どもで認定こども園の保育園部分、保育園等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み	1,053人	971人	920人	862人	845人
②提供量計	1,264人	1,166人	1,106人	1,036人	1,017人
特定教育・保育施設	753人	694人	657人	615人	602人
認可外保育施設	31人	31人	31人	31人	31人
幼稚園+預かり保育	480人	441人	418人	390人	384人
過不足(②-①)	211人	195人	186人	174人	172人

\*認可外保育施設とは、児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設のことをいいます。

- 3号認定(0歳の子どもで認定こども園、保育園、特定地域型保育事業等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み ( )内は保育利用率の見込み	209人 (76.0%)	199人 (76.0%)	194人 (76.1%)	188人 (76.1%)	182人 (76.2%)
②提供量計	275人	262人	255人	247人	239人
特定教育・保育施設	251人	238人	231人	223人	215人
特定地域型保育事業	9人	9人	9人	9人	9人
認可外保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
過不足(②-①)	66人	63人	61人	59人	57人

○ 3号認定(1・2歳の子どもで認定こども園、保育園、特定地域型保育事業等を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①ニーズ量の見込み ( )内は保育利用率の見込み	450人 (67.7%)	448人 (67.6%)	430人 (67.5%)	414人 (67.4%)	401人 (67.4%)
②提供量 計	665人	663人	637人	614人	595人
特定教育・保育施設	622人	620人	594人	571人	552人
特定地域型保育事業	22人	22人	22人	22人	22人
認可外保育施設	21人	21人	21人	21人	21人
過不足(②-①)	215人	215人	207人	200人	194人

## 2. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### ①質の高い幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援法の第2条では、「支援の内容と水準は、すべての子どもが健やかに成長するために、良質で適切なものでなければならない」と定められています。この法律は、教育・保育や地域の子育て支援の拡充だけでなく、保育の質の向上も目指しています。

保育園や認定こども園と小学校などとの連携を強化し、保育者の研修を充実させ、専門性を高めることが重要です。これにより、幼児教育・保育の質をさらに向上させる必要があるため、資質向上への支援を行います。

### ②幼児教育や保育を担う人材の確保

質の高い幼児教育や保育を提供するためには、子ども一人ひとりに十分な配慮をするための適切な職員配置が必要ですが、全国的にも保育現場では依然として人材不足が深刻な問題となっています。

市内の教育・保育施設では、保育者の就職を促進し、就業を継続させるために、養成校や高校を訪問して情報を収集し、就職応援事業を通じてさまざまな支援を行います。

### ③特別な配慮を必要とする子どもに対する支援

すべての子どもが健やかに成長し、最善の利益が保障されることの重要性を踏まえ、障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもが、それぞれの状況に応じた適切な教育・保育サービスを受けられるよう、専門的な対応が可能な体制の強化に努めます。

また、教育・保育施設を利用する際には、保護者と施設の相互理解が重要であるため、保護者や施設、関係機関と連携し、子どもたちが円滑に受け入れられるよう支援します。

## 3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第30条の11の規定により、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する子どもの保護者からの申請に基づき、子どものための施設等利用給付の認定をもとに、一月当たりの上限額の範囲内で利用料を無償化しています。

本市では、引き続き、教育・保育施設や事業実施施設と密接に連携を図るとともに、市民に対して必要な情報発信を行いながら、給付を受けるまでの手続を勧奨していくなど、給付対象となる保護者に対して、公正かつ適切な支援につながる取組を進めます。

## 第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1. ニーズ量の見込み、提供量（確保内容）及びその実施時期

ニーズ調査により把握した利用希望やこれまでの事業実績、地域資源を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡のとれた地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、就学前児童の数の推移及び地域の実情等を考慮し、本計画期間内の事業区分ごとのニーズ量の見込み、提供量（確保内容）やその実施時期を設定します。

#### 利用者支援事業（子育てサービス利用者支援事業） 【こども未来課】

子育て世帯が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、市に利用者支援専門員を配置して、情報の提供や相談・援助を行う事業です。

##### ◇ 今後の方向性

現在、こども未来課窓口に1名の利用者支援専門員を配置し、子育てに関する様々な相談に応じています。保護者が、多種多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、子育て支援に関する情報を提供するとともに、子育て全般について気軽に相談できる体制を継続します。

##### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## 延長保育事業 【こども未来課】

認定こども園や保育園等の定期的な教育・保育において、保育短時間の前後の時間に延長して保育を行う場合や、保育標準時間の後の時間に延長して保育を行う事業です。

### ◇ 今後の方向性

共働き家庭等が増加傾向にある中、延長保育のニーズは高まっています。通常の保育時間では対応できない保護者の保育ニーズに応えることで、保護者の就労等の社会的活動と子育ての両立を継続して支援します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	467人	443人	423人	402人	392人
提供量 (②)	467人	443人	423人	402人	392人
差引 (②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【こども未来課】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)が、家庭に代わって、授業が終了した放課後、土曜日や長期休暇中に小学校の余裕教室等で過ごすことができるようにする事業です。

### ◇ 今後の方向性

人口減少、少子化に伴い対象児童数は減少していますが、核家族化、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズは高くなっています。

児童数の多い放課後児童クラブでは、利用者数の増加からニーズ量の見込みが提供量を上回っているため、利用を希望する児童が放課後児童クラブを利用することができるよう、利用調整を図るとともに、早急に待機児童対策を進めます。

また、放課後児童クラブが未設置である小野小学校区については、地域の実情に応じた対応を行っていきます。

なお、放課後児童クラブの運営は、これまで保護者主体の運営委員会により行われており、児童クラブの会計事務等、様々な業務が大きな負担となっていました。このようなことから、令和6年度より保護者の負担軽減を図るため、運営主体の抜本的な見直しを行い、運営の一元化を進めています。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【全市域】

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	828人	795人	722人	690人	650人
提供量(②)	796人	796人	796人	796人	796人
差引(②—①)	▲32人	1人	74人	106人	146人

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【咸宜小学校区】

咸宜小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	135人	127人	93人	89人	86人
提供量(②)	109人	108人	107人	104人	102人
差引(②—①)	▲26人	▲19人	14人	15人	16人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【桂林小学校区】

桂 林 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	60人	59人	54人	52人	47人
提供量(②)	48人	48人	48人	48人	48人
差引(②—①)	▲12人	▲11人	▲6人	▲4人	1人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【日隈小学校区】

日 隈 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	62人	64人	61人	60人	56人
提供量(②)	51人	51人	51人	51人	51人
差引(②—①)	▲11人	▲13人	▲10人	▲9人	▲5人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【若宮小学校区】

若 宮 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	38人	36人	36人	34人	32人
提供量(②)	34人	34人	34人	34人	34人
差引(②—①)	▲4人	▲2人	▲2人	0人	2人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【三芳小学校区】

三 芳 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	71人	67人	64人	61人	58人
提供量(②)	48人	48人	48人	48人	48人
差引(②—①)	▲23人	▲19人	▲16人	▲13人	▲10人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【高瀬小学校区】

高 瀬 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	50人	44人	40人	40人	37人
提供量(②)	44人	44人	44人	44人	44人
差引(②—①)	▲6人	0人	4人	4人	7人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【光岡小学校区】

光 岡 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	131人	129人	124人	125人	123人
提供量(②)	115人	116人	117人	120人	122人
差引(②—①)	▲16人	▲13人	▲7人	▲5人	▲1人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【朝日小学校区】

朝 日 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	25人	24人	22人	21人	18人
提供量(②)	36人	36人	36人	36人	36人
差引(②—①)	11人	12人	14人	15人	18人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【三和小学校区】

三 和 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	71人	70人	66人	64人	61人
提供量(②)	60人	60人	60人	60人	60人
差引(②—①)	▲11人	▲10人	▲6人	▲4人	▲1人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【有田小学校区】

有 田 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	52人	50人	49人	45人	41人
提供量(②)	43人	43人	43人	43人	43人
差引(②—①)	▲9人	▲7人	▲6人	▲2人	2人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【小野小学校区】

小 野 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	7人	6人	5人	4人	2人
提供量(②)	10人	10人	10人	10人	10人
差引(②—①)	3人	4人	5人	6人	8人

※放課後児童クラブの未設置校区。

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【大明小学校区】

大 明 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	21人	21人	19人	17人	16人
提供量(②)	32人	32人	32人	32人	32人
差引(②—①)	11人	11人	13人	15人	16人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【石井小学校区】

石 井 小 学 校 区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	26人	22人	20人	18人	15人
提供量(②)	20人	20人	20人	20人	20人
差引(②—①)	▲6人	▲2人	0人	2人	5人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【前津江小学校区】

前津江小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	12人	12人	12人	10人	10人
提供量(②)	30人	30人	30人	30人	30人
差引(②—①)	18人	18人	18人	20人	20人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【津江小学校区】

津江小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	15人	13人	12人	11人	11人
提供量(②)	27人	27人	27人	27人	27人
差引(②—①)	12人	14人	15人	16人	16人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【大山小学校区】

大山小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	28人	27人	23人	19人	17人
提供量(②)	35人	35人	35人	35人	35人
差引(②—①)	7人	8人	12人	16人	18人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【東溪小学校区】

東溪小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	15人	14人	14人	12人	12人
提供量(②)	22人	22人	22人	22人	22人
差引(②—①)	7人	8人	8人	10人	10人

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期【いつま小学校区】

いつま小学校区	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	9人	10人	8人	8人	8人
提供量(②)	32人	32人	32人	32人	32人
差引(②—①)	23人	22人	24人	24人	24人

## 子育て短期支援事業(施設入所委託事業) 【こども家庭相談室】

保護者の病気、出産その他の理由で、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において子どもを一定期間(原則として7日以内)預かり養育する事業です。

### ◇ 今後の方向性

引き続き事業の周知に努め、利用ニーズに応じた支援を実施します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	216 人日	205 人日	196 人日	186 人日	182 人日
提供量 (②)	216 人日	205 人日	196 人日	186 人日	182 人日
差引 (②—①)	0 人日				

\* 「人日」=「人数」×「日数」のことをいいます。

## 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 【健康保険課】

乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言・援助活動を行う事業です。

### ◇ 今後の方向性

保健師が実際に訪問し、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境を早期に把握することで、支援が必要な家庭に対し、関係機関と連携した早期の対応が可能となるため、今後も継続した事業の実施が必要です。市の保健師のほか、訪問事業を在宅保健師に委託することで、ニーズ量の見込みに対する訪問・支援体制の確保を図ります。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	318 人	304 人	295 人	286 人	278 人
確保内容	◆実施体制:日田市保健師及び在宅保健師 ◆実施機関:日田市 ◆委託団体等:在宅保健師				

## 養育支援訪問事業 【こども家庭相談室、健康保険課】

乳児家庭全戸訪問事業等により、妊娠・出産や子育てについて不安や困りがあるなど、養育に関する支援が必要な家庭を把握・訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### ◇ 今後の方向性

現状に引き続き、乳児家庭全戸訪問事業と連携しつつ実施することで養育支援の必要な家庭の把握に努めるとともに、関係機関と協力し、適切な時期に訪問することにより虐待予防や養育力の向上につなげます。

必要に応じて当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

## 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター、チャイルドプラザ) 【こども未来課】

公共施設、認定こども園、保育園、地域子育て支援センター等の地域の身近な場所に、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに対する不安や悩み等を相談できる場を提供することにより、子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。

### ◇ 今後の方向性

引き続き、子育てに関する情報を提供し、相談や助言、援助活動を行います。また、親子で過ごす場を提供するとともに、親同士の交流や仲間づくりをサポートし、安心して子育てができる環境の充実に努めます。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (延べ利用者数)	11,262 人日	11,040 人日	10,644 人日	10,272 人日	9,969 人日
実施箇所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

\* 「人日」＝「人数」×「日数」のことをいいます。

## 一時預かり事業 【こども未来課】

幼稚園型	認定こども園に通園するI号認定の児童を対象とし、教育標準時間終了後、家庭での保育が困難となる場合に、通園している認定こども園において一時的に預かる事業です。
一般型	認定こども園や保育園等に通園していない児童を対象とし、家庭での保育が一時的に困難となる児童を認定こども園や保育園等において一時的に預かる事業です。

### ◇ 今後の方向性

保護者の就労形態の多様化等により、利用ニーズは高まっているため、ニーズ量に見合った提供量を確保しつつ、利用手続の簡素化や預かり時間の延長を検討するなど、内容の充実に努めます。

### (ア) 一時預かり事業(幼稚園型)

#### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	85,388人	78,745人	74,640人	69,938人	68,520人
提供量(②)	85,388人	78,745人	74,640人	69,938人	68,520人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

### (イ) 一時預かり事業(一般型)

#### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	2,075人	1,969人	1,881人	1,788人	1,744人
提供量(②)	2,075人	1,969人	1,881人	1,788人	1,744人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 病児保育事業 【こども未来課】

病気又は病気の回復期にあって、認定こども園や保育園、小学校等で集団生活が困難な児童が、保護者の就労等により、家庭で保育が困難となる場合に、専用施設において一時的に預かる事業です。

### ◇ 今後の方向性

病児保育の利用ニーズは増加傾向にあるため、今後も継続した実施が必要です。また、病後児保育については、一定の利用ニーズはあるものの、利用実績には結びついていない傾向があるため、引き続き就労家庭の支援に向けて、周知を含めた一層の取組に努めます。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	290人	275人	263人	250人	244人
提供量(②)	4,930人	4,930人	4,930人	4,930人	4,930人
差引(②—①)	4,640人	4,655人	4,667人	4,680人	4,686人

## 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 【こども未来課】

就学前児童や就学児童等を、子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互に助け合う有償による事業です。

### ◇ 今後の方向性

平成30年度に実施要綱が改正され、預かり場所の対象が拡大されました。本事業は一時預かりだけでなく、保育施設等への送迎など幅広い分野における子育て支援を行うものであることから、子育て世帯の負担軽減のため、事業実施を継続しつつ、制度の普及に努めます。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①) (延べ利用者数)	15人	14人	13人	13人	12人
提供量(②)	15人	14人	13人	13人	12人
差引(②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

## 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）【健康保険課】

妊娠中の健康状態の確認・異常の早期発見を行い、安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援する事業です。

### ◇ 今後の方向性

妊婦健康診査の経済的負担を軽減することで、適切な時期の受診を促し、異常の早期発見や母子の健康の保持増進に寄与するため、今後も事業を継続する必要があります。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み	275人 健診回数 (3580回)	257人 健診回数 (3347回)	241人 健診回数 (3130回)	225人 健診回数 (2926回)	210人 健診回数 (2736回)
確保の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 実施場所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県医師会に加入している医療機関</li> <li>・ 大分大学医学部附属病院</li> <li>・ 福岡県、熊本県の医療機関の一部</li> <li>・ その他委託していない医療機関受診分については償還払い</li> </ul> </li> <li>◆ 実施体制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各医療機関の体制による</li> </ul> </li> <li>◆ 検査項目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠一般健康診査(体重・尿検査・血圧)</li> <li>・ 血液検査</li> <li>・ クラミジア検査</li> <li>・ B群溶血性レンサ球菌</li> <li>・ 子宮頸がん検査</li> <li>・ 超音波検査</li> </ul> </li> <li>◆ 実施時期                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠初期～23週:4週間に1回</li> <li>・ 妊娠24週～35週:2週間に1回</li> <li>・ 妊娠36週～出産:1週間に1回</li> </ul> </li> </ul>				

\* ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【こども未来課】

保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者が、認定こども園や保育園、地域型保育事業で支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用その他類する費用として市が定めるものの全部又は一部を助成する事業です。

### ◇ 今後の方向性

今後も低所得者世帯の負担軽減のために事業実施を継続します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	2人	2人	2人	2人	2人
提供量 (②)	2人	2人	2人	2人	2人
差引 (②—①)	0人	0人	0人	0人	0人

\* ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【こども未来課】

現段階において本事業の実施予定はありませんが、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡充を進める上で、新規事業者の参入等が見込まれる場合には、事業の導入について検討します。

## 子育て世帯訪問支援事業 【こども家庭相談室】

訪問支援員が家庭を訪問し、家事や子育てに対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどを支援する事業です。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	96回	96回	96回	96回	96回
提供量 (②)	96回	96回	96回	96回	96回
差引 (②—①)	0回	0回	0回	0回	0回

\* ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 児童育成支援拠点事業【こども家庭相談室】

家庭や学校に居場所のない児童に対して、安心して過ごせる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、体験活動、食事の提供などを行う事業です。

本市では令和8年度から事業を実施する予定です。

## 妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付交付金事業）【こども家庭相談室】

妊娠期から出産・子育てまでの間、妊婦やその家族が安心して過ごせるように支援するための取組であり、地方自治体が中心となり、以下のような支援を提供します。

伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の3回の面談を通じて、妊婦やその家族に必要な情報提供や相談支援を行います。

経済的支援：妊娠届出時と出生届出時に、それぞれ5万円相当の経済的支援を提供します。

### ◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み(①)	妊娠届出時	275人	257人	241人	225人	210人
	出生届出時	275人	257人	241人	225人	210人
提供量(②)	妊娠届出時	275人	257人	241人	225人	210人
	出生届出時	275人	257人	241人	225人	210人
差引(②—①)		0人	0人	0人	0人	0人

\* ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

## 産後ケア事業【こども家庭相談室】

出産後の母親と赤ちゃんの健康と幸福を支えるための重要な取り組みで、出産後の女性が心身ともに健康を保ち、安心して子育てができるように支援する事業です。

◇ ニーズ量の見込み、提供量及びその実施時期

全市域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量の見込み (①)	67回	67回	67回	67回	67回
提供量 (②)	67回	67回	67回	67回	67回
差引 (②—①)	0回	0回	0回	0回	0回

\* ニーズ量の見込みは、ニーズ調査によらずに推計しています。

\*

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【こども未来課】

保護者の就労要件を問わず、満3歳未満(0歳児は6か月以上)の未就園児が教育・保育施設等を月一定時間までの利用可能枠内で利用できる事業で、全ての子育て家庭に対して、子どもの良質な成育環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代の子どもたちと触れ合う機会を提供することを目的としています。

令和8年度から新たな給付制度として、全ての市町村で実施されます。

第3期 日田市子ども・子育て支援事業計画  
～ 第3期“ひたっ子”子ども・子育て応援プラン ～

発行年月：令和7年3月

発 行：日田市

編 集：日田市福祉保健部こども未来課

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL0973-22-8317

<http://www.city.hita.oita.jp/>

E-mail [kodomo@city.hita.lg.jp](mailto:kodomo@city.hita.lg.jp)